

# 新型コロナウイルス感染症が発生した施設・事業所の「かかりまし」経費を助成します



## 「かかりまし」とは？

新型コロナウイルス感染症が発生しなければ、必要がなかった費用のことです。

## 【補助上限額の例】

- ①通所系 1事業所あたり53.7万円（通常型）
- ②訪問系 1事業所あたり32万円（訪問介護）、31.1万円（訪問看護）
- ③多機能型 1事業所あたり47.5万円（小多機）、63.8万円（看多機）
- ④施設系 1定員あたり3.8万円（特養）、3.7万円（大規模有料）など

## 補助対象の経費

- ①人員不足に伴う人件費…緊急雇用にかかる費用（給料、旅費）  
割増賃金・手当（レッドゾーン勤務等）、帰宅困難職員の宿泊費など
- ②施設・事業所の消毒、清掃費用
- ③感染性廃棄物の処理費用
- ④在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用
- ⑤感染対策等を行った上での施設内療養費用  
（原則、施設内の療養日数に応じ、令和4年度から令和5年9月30日までは1人当たり一日1万円、令和5年10月1日以降は1人当たり一日5千円（原則10日上限。一定の要件を満たす場合には15日間が上限）を補助。）

## <次の費用は対象外です>

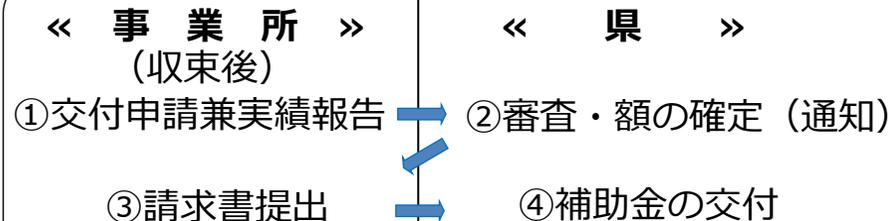
- ①新型コロナウイルス感染症が発生しなくても生じた経費（人件費含む。）
- ②パーテーション
- ③パルスオキシメーター
- ④足踏み式ゴミ箱
- ⑤弁当代
- ⑥慰労金、見舞金、休業補償 など

※収束後も使用できるものは、原則補助対象となりません。

## その他の注意点

- 実績報告では領収証等の添付書類が必要です。
- 補助対象期間に応じて申請様式が異なりますのでご注意ください。
- 補助対象期間とは、新型コロナウイルスの感染が事業所内で発生した日から収束した日（通常営業に戻る前の日）までのことを指します。

## 補助金交付までの流れ ※R4～



<令和5.10時点>